

第2回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会次第

日時：令和6年11月8日（金）9：30～11：30

場所：滋賀県大津合同庁舎 6－A会議室

1. 開会

2. 議事

（1）長期経営計画の検証と評価について

3. 閉会

<配布資料>

- ・出席者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・配席図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ・滋賀県分収造林事業あり方検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・資料3
- ・第2回あり方検討会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

[9 時 3 0 分 開会]

1 開会

- 琵琶湖環境部森林政策課長から開会の挨拶

2 議事

(事務局)

議長は、本検討会設置要綱第5条に基づき、会長に願います。

(議長)

承知した。本日の議事は1件。

- ・「長期経営計画の検証と評価について」

事務局から説明を願います。

- 事務局から資料の説明

(会長)

今回、欠席されております委員から、意見と質問を預かっておりますので、事務局で意見の代読をお願いします。

(事務局)

前回の議論で、公社林が所有者に返還されても管理ができない、というご指摘があった点、森林経営管理制度で意向確認などをゼロから行う市町村の負担がある中で、完全に公社を解散し、公社林をリリースして所有者に返還するという方策が時代の流れに沿っているのか。あるいは、森林を管理できる公的組織の設置、もしくはそういった役割を新たに公社に与えるかどうかは、今後の重要な視点かと思う。

長期経営計画の期間について、林業経営が長期間を要するのは仕方ないにしても、林分単位の計画の延長線のような感覚で公社全体の長期経営計画を組んでいる点に大変違和感がある。かつて企業は30年サイクルと言われていたが、今は大企業であっても5～10年サイクルで変わっていく時代。百歩譲って製材工場の減価償却期間である8年ないしは10年であれば計画を組めるのかもしれないが、これでも難しいのではないか。

今後、住宅需要が増える可能性をどの程度見込むのか、製材工場等の価格帯の比較的高い木材需要、しかも製品の価格競争力のある大規模製材工場が近隣に来る可能性があるのか、それと競合する合板、製紙チップ、バイオマス、海外輸出の条件がそろえるのか、といった諸条件を45年間という長期スパンで考えるというのは、あまりにも非現実的ではないか。少なくとも労務費は中期的には上昇基調にあり、金利も上がる方向性が見え隠れする。一方で、住宅需要が冷え込む中で、製材、合板、製紙チップやバイオマス、海外輸出がかなり競合し、南九州のように価格が上がっている地域であれば状況は違うかもしれないが、木材需要が国内で上がる余地が

あるのか、価格が上がる見込みがあるのか、冷静な判断が必要ではないか。年間1万m³前後の生産量では難しい経済環境にあるものと思う。

資料13ページの強み・弱みの認識が甘いように感じる。現場施業を行う労働力面の課題は弱みにならないのか。せめて、計画したものはやりきりたいが、それも労働力の課題でやりきることができないのであれば、そもそも安全率も掛けた形で下方修正することが当初から必要な計画だったということ。Jクレジットを本気で作ったとしても、公社林の伐採収益減を補う規模感には到底追い付かないと考える。

こうしたことを踏まえたときに、果たして、長期経営計画そのものが意味を成しているのか。計画の下方修正をしても、存続できるだけの経営力が組織内部に残っているのか、正直、かなり難しいと考えざるを得ない。個人的には、長期経営計画は廃止し、公益的機能の持続的発揮に特化する経営をせざるを得ないのではないか、と考える。

今後の公社の方向性として、市町村との連携を前提に、森林の公益性を維持管理するために、公社が所有者に代わって、収益性のない森林の管理を行う主体となるという方向性はあるのではないかと思う。

(会長)

質問については、私が代読します。

資料9ページの伐採補助金なしでも収支黒字の計画について、現状の材価や労務費を考えたときにどう計算すれば黒字と試算できたのか、2011年であればすでに材価も下がりきっていた時期なので、どのような想定、判断、意思決定があったのか、ぜひお聞かせいただきたい。

この質問について、事務局からの回答を説明いただけますでしょうか。

(事務局)

長期経営計画では、採算林7,550haを皆伐し、そこから出てきた木材は全てA材として販売し、1m³あたり約16,000円で売れるという想定での試算だった。当時から、この試算に対して懐疑的な意見があったという話は聞いています。しかし、この試算については、鑑定評価を行い、一定程度の客観的な実現可能性を担保していましたので、当時から無理な試算という認識ではない。

(会長)

欠席委員からのコメントに対して、事務局から他に意見はありますか。

(事務局)

いただいた意見の中で、完全に公社を解散し、公社林をリリースして所有者に返還するという方策が時代の流れに沿っているのかについては、よく考える必要があると思う。また、公的組織の設置や公社に新たな役割を与えるということも今後の検討ポイントになるかと思うが、こうした役割が、果たして公社の存続に値するだけの役割なのか、という点についてもよく考えたい。

(会長)

それでは、これから他の委員からのご意見をいただきたく思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。

(委員)

私は平成 20 年から多賀町長に就任し 17 年目になる。また、個人的には、山林を 30ha 所有しており、多賀では大きな林家になる。50 年前から自分の山に入って山の状態を見てきた。だから、自分の山がどこにあるのかも私は分かっている。そんな教育をしてくれた私の父親が 50 年前に言っていたのが、50 年経てば最低でも 1 ha あたり 1,000 万円では売れるようになると。もし 1,000 円で売れば 30ha で 3 億円の収益が得られることになり、森林だけで食っていける日がいつか来ると思っていた。平成 20 年～25 年頃にひどい集中豪雨があって、切り捨て間伐を行った際の丸太が大量に流れ出して、犬上川のダムに溜まって、除去に大変な金額がかかったこともあった。そういったこともあり、健全な山づくりをする必要があると感じ、切り捨て間伐で出た丸太の利用を行う施策を始めた。こうしたことをするためには、県の協力が不可欠なので、24 年から 9 年間県の職員に多賀町に来ていただき、多賀の森を活性化する取組をしてきた。

こうした中で、搬出間伐の取組を県主導で進めてきた。この搬出間伐ができるようになったおかげで、山主にお金が返るようになり、1ha あたり 10 万～20 万ほどの収入が得られるようになった。搬出間伐が、流木の減少にもつながり、保水能力のある森づくりにもつながったのではないと思う。今後、一番大事なのは、皆伐再造林の取組が必要だということ。これまで 30 年間、ほとんど進めてこれなかった。健全な森に戻すためには、遅きに失した感もあるが、皆伐再造林は、今後 10 年スパンぐらいに必要な取組だと思う。CO₂ の吸収にもつながるし、若い担い手の確保にもつながる。この 20～30 年間は、植栽から下刈り、木起こし作業をほとんど行っていない期間が続いていた。皆伐再造林を進めることによって、若い作業員の仕事にもつながるし、作業ノウハウの継承にもつながるし、皆伐再造林は必要な取組だと認識している。

私が持っている 70 年生ぐらいのヒノキで、林道からも近い、最も条件の良い山林でも現状、1 ha を皆伐再造林したとしても、収入と支出を差し引けば山主の手元には 50 万円～100 万円しか残らないという現状です。

県内の山は、ほとんどが個人所有の山で、こんな状況で滋賀県の山を守れるのか。山林所有者が県の森林の公益的機能を守っていることに対して県からの支援が得られれば、個人所有の山でも皆伐再造林ができるのではないかと。これを自分の山からやっていきたい。このことは、知事との懇談の際にも大きくパネルを作って申し入れた。個人の山ですらこの状況なので、公社林では、ほぼ収益を得られていないのではないかと。今は麓の林道に近い事業地を伐っているのだと思うが、そんな事業地もいずれは無くなる。そうすると残るのは、個人では植えられない場所に公社が植林した山となる。公社が植林をした 50～70 年前は、木を植えよ、木材を増やせよの精神で植林をし、その後の人口増加に伴う住宅需要に充てるという考えで森林整備が行われ、広葉樹林化するなんていう発想はなかったと思う。こうして公社が無理をしてでも植えたことで結果的に琵琶湖の周りに森林が育ち、公益的機能が発揮されていると思う。現に、これまでに滋賀県で大きな土砂災害はあまりなかったのではないかと記憶している。ひとたび、大きな災

害が発生すれば、その復興に 50 億円～100 億円程度の費用負担が発生する。しかし、県でそういった費用負担はあまりないはずなので、滋賀県としても公社林の公益的機能による恩恵を受けているのではないかと。

(委員)

今回色々お聞かせいただき、問題点というのもよく分かった。

私は、山林を所有しているわけでもなく、これまで山林そのものから縁遠かったと思う。ただ、前の仕事の関係で、民事執行というものをよくやっていた。執行段階で、宅地や山林が競売にかけられるということをたくさん経験したが、山林が競売で競落されるということは非常に少なかった。実際に、山林から収益が想定され売却されていくという事例は非常に少なかった。これを買ってもらうために、様々な手段を講じていかないと難しいのが現状。最終的には、抵当権者が競売を放棄するという事例が非常に多かった。その頃から全国の山林の状況を調べるようになったが、やはり、適切に手入れがされず山が荒れている事例が多いということを知り、やっぱり森林は財産的に価値がないんだということ、民事執行を何十年も経験することで感じた。

こうした中で、縁あって、今回あり方検討会の委員に入れていただいたが、分収造林事業の長い経過を見てみると、この問題は、私のこれまでの経験の延長線上にあると感じた。分収造林事業地の場所であったり、債権放棄がなされた経過であったりを見ると、採算が採れないというのは明らかである。一方で、この問題は、最終的に公益的機能をどう維持するかという点に行きつくので、分収造林事業では採算が採れない前提で、経営をスケールダウンするか、計画を廃止するか、いずれにしても公益的機能をどこが担当するか、ということが一番大事だと思う。なので、計画のスケールダウンでも公益的機能を維持できるのかという点についても検討が必要だと思う。計画を廃止する場合、今後の森林管理を土地所有者に任せるということになれば、市町の役割が増えるということにつながり、これは荷が重いということになる。

県が造林公社への支援を継続することが下流団体から求められているということが特定調停の枠組みだと思う。県が市町に任せることなく、継続して公益的機能について考えることが必要ではないか。

(委員)

資料 10 ページで、造林補助金の財源は国庫と起債と記憶しているが、起債には交付税等によって国からのバックがある起債なのか。

(事務局)

ご認識のとおり、一定のバックがある起債だと理解している。

(委員)

造林公社林の管理について、前回の検討会の概要について読んでいた中で、公社林の管理を市町の森林環境譲与税を活用した管理という意見があったかと記憶している。町では、森林環

境譲与税を毎年約 3,000 万円もらっているが、その全額を森林施策へ使っているのが、造林公社林の負担までも押し付けられるのは、いかがなものかと思う。おそらく、他の市町長も同じ意見ではないか。公社林の今後の管理については、県が責任をもって管理していくべきだと思う。

(事務局)

造林公社林は奥地林なので、契約を解約して所有者に返地することになれば、所有者では管理できない部分は生じる。ここにどう対応していくのかという点が、今後、公社林を守っていく上で大きな論点になると思う。ここへの財源の一つの選択肢として、市町の森林環境譲与税で対応するという選択肢はあると思う。しかし、森林環境譲与税は、市町にとってもしっかりと予算組みされたものなので、新たな活用が難しいという意見については、県として承り、今後どうしていくか検討してまいりたい。

(会長)

資料 13 ページについて、欠席委員からのコメントの中で、林業労働力の観点が弱みになるのではないかという趣旨の意見があったと思うが、この点について、事務局ではどのように考えるか。

(事務局)

ご指摘のように、労働力の視点が抜けているので、弱みに追加すべきだと思う。現に県内の林業労働力人口は横ばい、ないしは下落傾向にある。長期経営計画の目標を達成できていない一つの要因として、現場の労働力不足という課題はあると思う。公社でどれだけ素晴らしい計画を作ったとしても、それを実行するのは、最終的には現場作業員なので、ここをどれだけ確保できるのかが、今後の計画の実効性に関わってくる。

(会長)

労働力については、頭数だけでは判断できない面もあると思うので、そういった視点も重要だと思う。つまり、どうしても第一次産業というのは労働力が減っていく傾向に、これまでの産業・経済構造からなっているので、生産性や効率性の向上により、労働力の減少分を補うという考え方もあると思う。

(委員)

森林作業従事者の高齢化、離職者の増加といった課題がある。そういった中で、多賀町では、30 代～40 代の若い作業員グループが 3 グループある。やはり若いと、それ相応の作業量ができるので、しっかり収入を稼げるだけの作業量になっている。今後、皆伐再造林を進めれば、それだけ作業量が増えてくるので、若い作業員が増えてくる可能性は高いのではないかと考えている。

(会長)

作業量が増えて、採算性が高まれば所得の向上や作業機会の増加につながる。

(委員)

資料 19 ページの今後のリスクについて、皆伐の解禁によるリスクが挙げられている。現状、公社林での皆伐はこれまで避けてきた。確かに、皆伐をすれば、材積量的にも、コスト的にも、目の前の採算性は向上するのかもしれないが、あえてそこをこれまで避けてきたのは、公社事業地での造林に苦い経験があるからではないのか。公社事業地で、皆伐して、問題なく再造林できるのならいいが、そこには不安がある。現状、皆伐をせずに伐採をし、天然下種更新による針広混交林化を目指していたものと記憶しているが、その状況はどうか。

(事務局)

現在の公社の施業は、事業地を 10 年ごとに 4 回に分けて間伐を行うというもの。これは、一度に皆伐してしまうと、公社林が裸地になってしまうおそれがあり、公益的な面からの懸念もあり、再造林の負担は所有者にお願いしないといけないので、再造林ができるのかという懸念もあるので、天然下種更新による針広混交林化を目指すということになっている。

現状、2 回目の伐採を始めた事業地が出てきており、広葉樹の小さな芽は出てきているが、それが成林するかどうかはモニタリング中の状況。

(委員)

九州の方では、皆伐をして山が裸になって放置されている現状があると聞く。収益だけを考えるならば、皆伐が一番良いに決まっているが、それができない理由はちゃんとあるので、造林公社としてもそこは責任を負う形にせざるを得ないと思う。

(会長)

例えば、宮崎県では、再造林率を 90%に上げるという目標を掲げ、100%に近づけようという取組を進められている。国有林でも、主伐が増えてきて基本的には再造林をしている。なので、主伐の後には再造林が難しいではなく、再造林できる場所、できない場所を見極めて、出来る場所でやっていくという考え方が必要。

(委員)

採算林の中で再造林ができる場所とできない場所はどのように区別できているのか。

(事務局)

採算林の中でも、施業率は 26%としているので、もしも皆伐をしていこうと思うならば、この 26%の中でやっていくことになると思う。造林公社のスキームでは、皆伐をすると土地は所有者へお返しすることになっているので、所有者が植栽をしないといけない。所有者が植栽しようと思えるぐらいの収益が出てくるのかどうかという点も含めて、難しい点はあるかと思う。

(委員)

資料8ページの採算林 1,729ha は、当初の採算林 7,550ha の 26%相当ということなのか。

(事務局)

そういう理解をしている。

(委員)

森林組合では、これからの目玉事業として主伐再造林をお願いしている。皆伐再造林とは言わず、主伐再造林とあえて使い分けをしている。本当は皆伐再造林と言いたいが、公社でやっておられるような択伐も含めて主伐再造林という説明をしている。

施業をしている立場から言えば、再造林をやっていただけるという前提であれば、主伐再造林ではなく、皆伐再造林と堂々と言っている方が、分かりやすい。公社として、採算林が 7,550ha ではなく 1,729ha だということであれば、この造林地については、皆伐をやってはどうか。

再造林、植林、保育、獣害柵、ここまでの補助制度は 98% ぐらいあるが、10 年後の柵の撤去費用にかなりの額がかかる。そのため、10 年先を見据えると、再造林に踏み込めないという実態がある。この費用を、何とか県内で森林組合や関係者、滋賀県、市町、民間団手で手助けしていくスキームが考えられないか。これは、まだ取り掛かりかけたところだが、再造林していただき、10 年先まで所有者負担を軽減できれば、皆伐時に得られる伐採収益から次の植栽費用を出すようなことが無ければ、皆伐再造林に取り組んでもらえるのではないかと思います、こういったシステムを作っていこうとしている。これぐらいやらないと、なかなか、再造林に取り組んでいただけない。森林組合では民有林を中心に考えているが、同様に、公社林についても、同じようなシステムが必要になるのではないか。この仕組みを実現していくことが、森林組合を合併した大きな狙いでもある。

林業労働力が減少傾向にある中でどのように確保していくのか、あるいは、搬出方法についても架線系集材を取り入れられれば、現状、不採算林と言われている事業地も伐採が可能になる。そういう弱みをどのように解消していくのかということをやっていききたい。

所有者に返還してから不採算林の管理をどうするのか、このあたりの役割を今後の公社が担っていくべきではないかと思う。

(委員)

公社林で皆伐をしていくことについて、そもそも、公社林が個人所有の山よりも収益性が高いのか。個人所有で条件の比較的良好い山ですら、皆伐をしても所有者の手元にはほとんどお金が残らない現状なのに、公社林では、難しいかなという印象。

公社林は、下層植生のある森づくりをしている。奥山でも伐り捨て間伐をすることで、下層植生を増やし、保水能力の強い森づくりをもっと進めていくことが、公益的機能の発揮だと思うので、これから、公社林で皆伐をするよりも、下層植生を増やすような森づくりを進めることが賢明かなと思う。これから新たに伐って植えていくよりも、現在の状態を、健全な森林の状態を維持していくことが必要ではないか。

(委員)

確認だが、再造林では何を植えようとしているのか。

(事務局)

公社林では、伐って所有者にお返しするので、森林所有者の意向が反映されることになる。スギやヒノキを植えたいと思われる方もいるでしょうし、広葉樹を植えたいと思う所有者もおられると思う。所有者によって色々な考え方があるのかと思う。

(委員)

事前に資料を拝見し、資料 19 ページの計画のスケールダウンの案 2 について、皆伐で所有者へ皆伐跡地をお返ししたときに、所有者が「よし！再造林をするぞ！」と思えるような動機付けができるのか。施策や造林してくれる事業体など、森林所有者が気軽に相談できるような施策や体制が整っているのか。お金や技術もそうだが、再造林だけでなく、例えば、後継ぎがないので森林を手放したい方や、後の世代に森林を残したくないという相談があった際に、土地を含めて、森林所有者が途方に暮れないような仕組みを考える必要があると思う。

(事務局)

森林環境譲与税を使うという選択肢もありますし、国の造林補助金メニューの中で植栽をするという選択肢も考えられる。あるいは、森林組合へ森林経営を委託するという選択肢もある。

(会長)

森林所有者へ土地が返ると、そこに改めて意向調査が行われるというイメージか。

(事務局)

公社林に限って言えば、公社林の所有者がどういった意向をお持ちなのか。返してもらっても困るという方もいるでしょうし、自分で経営するから早く返してくれという方もおられるのかもしれない。そういった部分が現時点では、はっきりしないので、意向調査を行うことを検討している。

(会長)

森林所有者へ土地が返った時に、誰かへ相談できるような仕組みがあるかどうかという点については、いかがか。

(事務局)

今のところそういう仕組みはない。森林組合へ連絡して相談するというケースは考えられるが、ご質問のような体制があって相談窓口で、ということではできていない。

(委員)

資料の 19 ページで、左側は長期経営計画を見直して続けるというスキームで、右側はもう撤退するというスキームで、どちらのスキームがいいのかという議論を今後しないといけない。皆伐にしてその後の再生林をどうするかという議論はスケールダウンの方の議論であって、一旦、長期経営計画を断念すると、何をどう頑張ったとしても返済できる額は非常に限られた額で、今のスキームを抜本的に見直して、撤退するというスキームは十分にあり得ると思う。

撤退した場合には、今の状態で木を伐らずに所有者へお返しするということが。

(事務局)

そういうイメージを考えている。

(委員)

その後も森林は所有者の下に残るので、その森林をどのように経営するのかという課題は別途考えるとしても、公社という団体はもう撤退するという枠組みは十分想定可能だと思う。前回も意見したが、無理なものは無理という前提で、別の形で森林の健全性をどのように維持していくのかという議論があってもいいのではないかな。

(委員)

私は、公社撤退論には反対。今後の森林の公益的機能の発揮を考えたときに、こういった団体は必要で、撤退という結論に至ってはいけないと考える。

(会長)

今回のあり方検討で、具体的に公社をどうするのかという点について議論するということになるが、その前段階として、長期経営計画を振り返り、分析した内容の情報共有をするというのが、今回のテーマかと考えている。

(委員)

資料 15 ページの J-クレジットについて、事務局から債務弁済は伐採収益から行うことを想定しているから、J-クレジット収入が増加しても早期弁済に寄与しないという趣旨の説明があったと思う。

ただ、特定調停成立時点では、J-クレジットのような収入形態は想定されていなかったと思う。それでも弁済原資にはできないという理解でよいかな。

(事務局)

当時は、「伐採収益」で債務を返済することで既に一括弁済を選択され公社を退社された下流団体も含めて合意されており、この枠組みは遵守すべきではないかと考えている。現状、公社においても J-クレジット収入は何かで費消せず留保している状況なので、このあたりはグレーな部分ではないかと考えている。

(事務局)

先ほど、委員から意見のあった件について、公社林は基本的に奥地林なので、伐採をしても収益は生じにくい状況だが、滋賀県も林業の成長産業化を目指しているので、公社林がダメだから、滋賀県内の全ての山がダメだということではない。委員がおっしゃったように、労働力の問題や、あるいはこれから主伐再造林を進めていく中で、柵の維持管理をどうするのかという点については、県が全体的に考えていく必要があるのではないかと思います。

(委員)

今日は、今後の議論に向けて、長期経営計画についての理解を深めるのが狙いだと思う。そういう観点で、資料に記載の方向性について、長期経営計画の理念から考えれば、公益的機能にかなり注目した計画になっていると思う。どの選択肢を取ったとしても公益的機能をどのように維持していくのかという方策が、狭義の観点になろうかと思う。先ほど、再造林の話が出たが、再造林自体は、全くやらないという方策はとれないだろうと思う。森林のもつ水源涵養機能、災害防止機能を考えれば、再造林自体は絶対に必要だと思うが、それをどこが担うのかという点が議論の焦点であって、公益的機能という点がやはり最重要かなと思う。

その上で、もう一つの撤退案について、債務の弁済が難しいということで他の府県でも同様の問題が起きていると思う。質問だが、全国の林業公社の存廃の状況と他県では、公益的機能に配慮して県営化しているところが多いようだが、実際に、分収林契約を解除し、所有者責任もしくは市町による管理を行っている事例はあるのか。

先ほど、委員がおっしゃったように、市町でも森林環境譲与税は森林整備のために充てることになっている。これを公社林のために使うというのは、市町にとっても全く想定外のことで、今までの使い方を根本的に見直していくことになる。市町では、既存林道の維持管理や森林境界明確化も含めて素材生産に向けた支援を行っていこうと考えているので、公社林の管理を行うことになれば、多額の財源をとられてしまい、林業行政が大きく後退することにもつながりかねない。こういったことは、是非、県でやっていただきたい。

(事務局)

全国で 37 都府県に林業公社が存在していたが、既に 14 府県で林業公社を解散され、23 県で現在も存続している。公社を解散された自治体の多くが、第三セクター等改革推進債を活用し解散された。解散された多くの自治体で公社林を県営林化して管理を行っておられるが、これは、元々の公社林のうち、採算林のみを県営林化し、不採算林は所有者へお返ししているところが多い。県営林化した森林についても、8 府県で管理を森林組合へ委託している状況となっている。

現在、兵庫県でも、同様に分収造林事業のあり方検討を進められているが、兵庫県では、分収林契約を解除し、森林を所有者へ返し、その後の管理は市町と森林組合で進める方向性で検討が行われている。

他県において、所有者へお返しした不採算林が現在どうなっているのかという追跡調査されていないのではないかと思います。本県の場合は、琵琶湖の水源林として、所有者へ返してその先で

どうなるか分からないところを整備・管理していく必要があるのではないか、という視点をもっている。儲かる森林だけでなく、儲からない森林の整備について、どう考えていくのかという点を検討していきたい。

(委員)

その点についても次回議論させていただきたい。

(委員)

他の県の公社の状況について、当方が知っている限りの情報をお話する。徳島県の公社はかなり特殊で、土地所有者と交渉して公社で山を買っている。委員がおっしゃったように、現在、大変山の価値が低いということと、やはり県の林業行政を考えたときに、県としてある程度の森林を所有しておくということが、市町や県政全体のためになるというお考えで、公社有林の取得を行っておられる。また、分収契約を解除する際に、皆伐を避けるために、分収金をお金ではなく山の木で返すという措置を行っている公社もある。

(委員)

先ほどのご説明の中で、良い森林だけを県で管理して、悪い森林を所有者へお返しし、市町で面倒を見るという考え方は、私は論外だと思っている。滋賀県は琵琶湖を預かっている。水源林を守る意味でも県と市町が協力した形で奥地林も含めてより良い森林を目指すというのが、滋賀県全体にとっても賢明な考え方ではないか。

(委員)

論外だと思われるのはなぜなのか。不採算林を所有者へ返すと管理が行き届かず山が荒れ放題になってしまうからなのか。実際にそういった事例をご覧になられているのか。

(委員)

実際に山を見てみると、管理が行き届かないことで、木が細り、下層植生も生えていないような森林がたくさんある。そういった山を実際に見ている。そうすると、土が侵食されて荒れた山になる。ひいては、下流の河川にまで悪影響が出るということを実際に見てきたので、余計に強く感じる。

(委員)

今回は、長期経営計画の中身を知ろうということで、資料 19 ページに撤退戦略とあるが、この時に分収林契約を解除することになると思うが、私個人の理解として、長期経営計画が上手くいかないのは、分収造林対象地が多すぎたからだと考えている。分収造林事業地が多ければ、お金のかかる事業地も多いということで、結果的に累積赤字が膨らんで爆発したということ。これは減らすしかないと思うが、これまで、県と公社は、分収造林事業をやると約束して今まで進めてきたわけで、これを解除するというのは現実的にできることなのか、確認したい。

(事務局)

かなりハードルは高いと思うができてくはないと考えている。現に、不採算林については、これまで分収造林事業を行って木を植えて育てて伐ってお金を返すという前提の下でも契約解除を進めている。なので、その対象契約が増えるだけで、やろうと思えばやれるのではないかと考えている。一方で、現状行っている分収割合の変更や契約解除というのは、契約者にとっては不利益変更にあたる。仮に、分収造林事業から撤退を決めたとして、その契約解除もまた不利益変更になるので、契約者との関係を考えれば、交渉難易度は高いと予想される。

(委員)

方向性を2つに分けてしまっているが、長期経営計画で20億にするのか、12億にするのか、その見通しが10年先、20年先、ましてや45年先まで見通しが立てられないからやめてしまうというのは、修正案として両極端すぎないか。数値目標が無ければもう撤退なのか。この2つの分け方に違和感がある。乱暴な話だが、10億円にするのか、20億円にするのか、そもそも今まで188億円にしていたのは何だったのか。今になっては、ここに掲げる数字には何の根拠もなく、決めの問題ではないのか。ここに数字が立たないから公社解散、分収林契約解除というのは少し乱暴ではないか。ただ数字を上げるだけなら、適当な数字を置いて、長期経営計画ですと見せればいいのではないか。でも、仮にそうしたとしても結局同じことでは。そんなことを言ったら身も蓋もないかもしれないが、20億にしようが、12億にしようが、これが民間経営ならどちらの数字にも信用性なんてものは全くない。当初の188億円にしたって、全部A材で全量売れる想定試算だったが、計画策定時から色んな疑問点や疑義が生じていたことは私も記憶している。

数字が立つからスケールダウン、数字が立たないからすぐに廃止するという2択に違和感があって、そこまで数字にこだわらなくても、これから採算林については皆伐再造林して、所有者の意向で好きな樹種を植栽していただく。これが公社の仕事だから、これが終わるまでは解散しないとか、そういう選択肢があってもいいのかなと思う。

(会長)

せっかくなので、次回に公社経営のあり方を検討することになっているので、全員から今の段階の意見を聴いておきたい。

(委員)

19ページの選択肢は、事務局が議論を促すために便宜的に設けられたものであり、二者択一を迫るものではないと理解している。私の意見としては、最終的には撤退戦略を見据えつつ、回避戦略を採ることでソフトランディングを目指すことではないかと思う。

(委員)

現に、採算のとれない事業地はお返ししている。採算の採れる事業地は頑張って伐採をしているが、それもいずれはできなくなる。そもそも造林公社自体が、仕事が全て終われば解散する

前提の団体なので、いつまでも長く続けるという経営スタイルでもない。要は、採算の採れない事業地を何とかして伐ろうという発想はもうやれないので、現状が非常に厳しい状態になっていることを潔く認めて、もう全部放り出してしまえという意味ではなく、公益的機能をもっぱら担う組織をキチンと作って、そこに公益的機能を担保してもらう。これは、造林公社がそういった団体に生まれ変わるという方法もあるだろうし、県で新たな組織を作るという考え方もあると思う。そういう方向性にならざるを得ないのかなと。今のままズルズルやっていけないから、あり方検討会を開催しているのだと理解しているので、長期経営計画がそもそも実現不可能という前提で考えるべきではないか。

(委員)

委員がおっしゃった意見に全く同感です。公社林からは収益をほぼ見込めない前提でいた方がいいのではないかなと思う。それよりも、今後は、どのような公益的機能を重視した取り組みをしていくのか、具体的に、県と市町で何ができるのか、検討していかないといけない。

(委員)

私の理解では、このあり方検討会が招集されたのは、長期経営計画と中期経営計画が乖離しているという指摘が発端だったと記憶している。中期経営計画はかなりいいペースで達成できているけども、そもそも長期経営計画が反故になっていることが問題視されていたと記憶している。なので、長期経営計画自体を見直してスケールダウンして、公社にもうちょっと頑張ってもらおうという選択肢もあるのかなというのが私の考え方。ただし、案2の皆伐の解禁ということはもう少し慎重になった方がいいのではないかな。理由としては、特定調停をした際に、下流団体に借金の棒引きをしていただいた背景には、公益的機能がしっかりと守られるという約束があったかに思うので、滋賀県として、社会や、下流自治体への説明責任を考えた際に、今一度皆伐には慎重であるべきではないか。

(委員)

質問だが、計画のスケールダウン戦略を選択する際に、前回は、大部分の債務を債権者が放棄する形で圧縮したが、今回も一部そういった手法がとれるのか。

(事務局)

今回の資料には記載できていないが、造林公社への債権者には滋賀県と兵庫県がいるので、債権整理をしようと思うと、まずは当事者間で任意協議を行う必要がある。現時点では、まだ何も決まったことはないなので、今後、個別に協議を行うこととなる。

(委員)

当事者が今後は、公社ではなく県になるという面もあるのではないかな。

(事務局)

あり方検討自体は、県が主導で行っているので、滋賀県から兵庫県へアプローチする形で進めていきたい。

(委員)

今回の議論では、今後のあり方として、前回と同様に弁済すべき債権額を制限するような手法がとれるのかが重要な論点になるので、次回までに整理して、お示しいただきたい。

その上で意見ですが、債務弁済の問題もあり、公益的機能もあるので、県が森林経営管理から撤退するということは絶対に避けていただきたく思います。県の責任もあるし、市で一昨年に水害があって、高時川が増水して大変な被害がありました。高時川は一級河川なので、県の責任で管理をしている。県の関与なしに森林のような公営の財物を管理していくというのは到底不可能だと思う。広くて、公益的機能が高く、かつ財産的に難しい課題が残っている土地が分収造林事業地だと理解しているので、将来的な管理から県が撤退するという選択肢は絶対に避けていただきたい。

(会長)

各委員からは色々な整理が必要ではないかとの意見があったので、事務局で整理していただき、次の資料に反映いただければと思う。

私としては、時間軸を入れながら考える必要があると思った。当面の数年～10年ぐらいのこと、その先の将来のことで整理をしたシナリオを複数案作って検討するという形が望ましいのではないかと思った。先ほどの委員の意見で、債権債務の話もそうだが、いくつかのパターンを出していただければと思う。

本日の議事は以上。委員の皆様から頂いた意見を反映し、今後の検討をお願いする。

(事務局)

<次の検討会について説明を行う。>

4 閉会

(事務局)

以上をもって、第2回滋賀県分収造林事業あり方検討会を終了する。

[11時21分閉会]

以上